

7.5 自然との触れ合い活動の場

調査項目：景観の変化の程度

予測した項目：散策等の機能を持つ場へ与える影響の程度

7.5.1 調査地域

事業区域内及び国営昭和記念公園内とした。

7.5.2 調査手法

(1) 調査事項

- 1) 散策等の機能を持つ場へ与える影響の程度
- 2) 予測条件の状況（景観の変化）

(2) 調査時点

事業の完了に伴い公共用地や宅地が整備された平成30年度とした。

(3) 調査地点

事業区域内及び事業区域に面した国営昭和記念公園内とした。

(4) 調査方法

1) 散策等の機能を持つ場へ与える影響の程度

現地踏査により、供用後の自然との触れ合い活動の場への利用経路である歩行者動線において、歩行者や自転車利用者の状況を確認した。

2) 予測条件の状況（景観の変化）

景観の項目で実施した現地踏査により、国営昭和記念公園内の残堀川沿いの散策路における景観の変化の程度を確認した。

7.5.3 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

1) 散策等の機能を持つ場へ与える影響の程度

評価書に記載された「工事の完了後の自然との触れ合い活動の場」の図を図7.5-1に、供用後の平成30年8月に供用後の自然との触れ合い活動の場への利用経路である歩行者動線において、確認された歩行者や自転車利用者を写真7.5-2に示す。

昭和記念公園内では、事業区域に面した西側の歩行者動線で自転車や歩行者の利用が確認された。利用経路上にこれらの利用者の滞留は見られなかったことから、園内施設を利用するための一過性の通行と考えられる。

また、事業区域内では、新たに整備された歩行者動線上で自転車利用者やジョギングを行う人が比較的頻繁に確認された。事業区域内にはこれらの利用者の目的地となるような施設等が存在しないことから、事業区域の南北を往来する一過性の利用と考えられる。

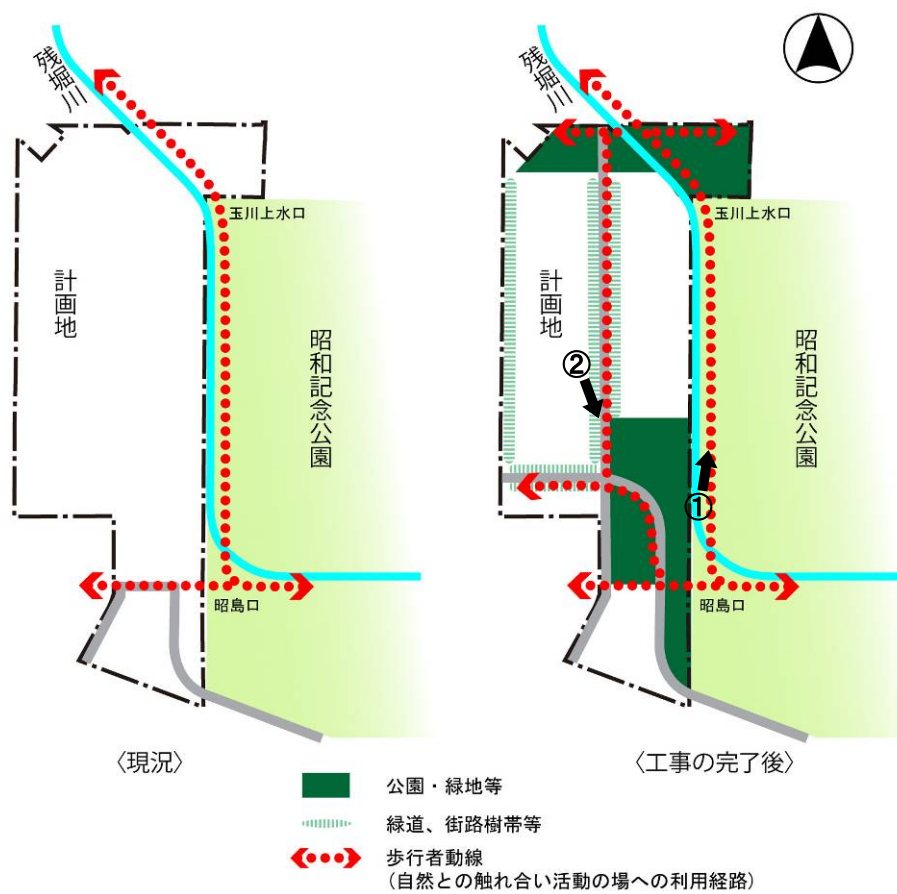


図 7.5-1 工事の完了後の自然との触れ合い活動の場 (環境影響評価書 p.374 の図に写真撮影地点を加筆)



写真 7.5-2 歩行者と自転車利用者 (平成 30 年 8 月 22 日)

2) 予測条件の状況（景観の変化）

本事業の実施による残堀川沿いの散策路における景観の変化を写真 7.5-1 に示す。

残堀川沿いの散策路は残堀川を挟んで事業区域に面しているが、この部分には、事業の実施により環境保全用地が配置された。残堀川の河床や河岸部に背の高い草が繁茂しているが、事業で樹林を残置したことから、視界の大部分が樹林である状況に変化はなく、景観の変化はわずかであった。



[評価書時点]



[工事の完了後]

写真 7.5-1 昭和記念公園残堀川沿いの散策路付近から事業区域方向の眺望の変化

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

評価書における現地調査では、事業区域に近い国営昭和記念公園内の残堀川沿いの散策路において徒歩利用者が見られた。また散策路の北側では園内移動と考えられる多数の自転車利用者が見られた。

評価書では、本事業の実施により、国営昭和記念公園の入り口や残堀川沿いの散策路等と連続して事業区域内に公園・緑地等が整備され、これらの一体的な利用が可能となることにより、利用者の利便性が向上するなど、事業により既存の自然との触れ合い活動の場への利用経路を阻害することはないと予測されている。また、環境保全措置として、昭和記念公園に隣接して環境保全用地を設けることにより、周辺地域からの眺望が地域の景観に違和感なく溶け込むようにする、周辺地域の植生に配慮した樹種等を用いて事業区域内の都市計画道路沿道等を緑化し、事業により整備される新たな構造物が地域の景観に極端に違和感を与えないようにする、本事業で改変しない土地を利用する施設等に対して、地域に溶け込んだ景観が形成されるよう建物の高さや外壁の色彩等を東京都の基準等に沿った計画とし、地域の植生等に配慮した緑地を多く確保するよう働きかける等を講じることにより、工事の完了後に地域の水と緑の景観に違和感が生じるなど、残堀川沿い散策路の利用に影響が生じるおそれはほとんどなくなるとしている。

これに対して、事後調査では、予測したとおり公園・緑地等の整備や環境保全用地の設置等を実施したこと、昭和記念公園内の事業区域に面した歩行者動線で、評価書時と同様な一過性の歩行者や自転車利用者が確認されたこと、事業区域内では新たに整備された歩行者動線上で、一過性の自転車利用者やジョギングを行う人が確認されたこと等から、事業により既存の自然との触れ合い活動の場への利用経路を阻害することはなかったと考えられる。

また、国営昭和記念公園に隣接した部分に環境保全用地を配置し、既存の樹林を保全したことから、国営昭和記念公園からの景観にほとんど変化は見られなかった。さらに、公園や道路では事業区域や昭和記念公園の植生を考慮した樹種も用いた植樹を行った。なお、本事業で改変しない土地を利用する施設等では、地区計画と新たに策定したまちづくりガイドラインに基づき、高さや色彩等について景観への配慮が行われており、今後立地する施設等でも同様な配慮が行われる。

これらから、予測結果と同様に、評価の指標とした「地域の自然との触れ合い活動の場への利用に重大な影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。